

令和元年

第6回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第6回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和元年7月24日
訓子府町招集通知の日 令和元年7月24日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時 令和元年7月30日(火)午後1時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 坂本 稔	2. 上杉 三郎	3. 高城 美恵
5. 中村 一博	6. 武藤 一仁	7. 細川 孝雄
8. 宮本 憲司	9. 寺町 昌恭	10. 長谷川喜代司
11. 鎌田 勝子	12. 稲邊 文男	13. 石澤 和也
14. 井幡 孝一		

欠席委員

4. 林 浩幸

署名委員

10. 長谷川喜代司 11. 鎌田勝子

事務局職員

事務局長 遠藤 琢磨
振興係長 今田 和則

提出議案

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見の聴取について

遠藤局長	<p>第6回農業委員会の開会にあたり、坂本会長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>——坂本会長挨拶——</p>
遠藤局長	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。坂本会長よろしくお願いいたします。</p>
議長 (坂本会長)	<p>ただいまから令和元年第6回農業委員会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p>
遠藤局長	<p>ご報告を申しあげます。 本日の出席委員数は13名の出席であります。林委員が体調不良のため欠席する旨の報告がありました。</p>
議長	<p>本日の議件は議案が4件でございます。本日の議事録署名委員は10番長谷川委員、11番鎌田委員をお願いします。</p> <p>——議案第1号——</p>
議長 今田係長	<p>議案第1号を上程します。事務局説明願います。議案第1号について説明いたします。通知は4件でございます。 (以下議案により説明。)</p>
今田係長	<p>4件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、使用貸借の解約が成立していると考えられます。説明については以上です。</p>
議長	<p>それでは審議に入ります。1件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声—— 無いようなので、可決決定いたします。 2件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声—— 無いようなので、可決決定いたします。 3件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声—— 無いようなので、可決決定いたします。 4件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声—— 無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第2号——</p>
議長 今田係長	<p>議案第2号を上程します。 あらかじめお諮りいたしますが、9件目については〇〇委員が関係</p>

	<p>しますので会議規則第13条の「議事参与の制限」に抵触することから、説明の後、9件目の審議時に〇〇委員に退席をしてもらうこととしますが、異議ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>異議がないので、9件目の審議時に〇〇委員に退席してもらうこととします。</p>
今田係長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
今田係長	<p>議案第2号について説明いたします。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は、売買2件、賃貸借7件の計9件となります。</p> <p>また、本件は農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後、所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。</p>
議長	<p>説明については以上です。</p>
細川委員	<p>1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>穂波については、特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>無いようなので、可決決定いたします。</p>
石澤委員	<p>2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
議長	<p>弥生については、特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>無いようなので、可決決定いたします。</p>
武藤委員	<p>3件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
議長	<p>福野については、特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>無いようなので、可決決定いたします。</p>
武藤委員	<p>4件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
議長	<p>福野については、特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>無いようなので、可決決定いたします。</p>
武藤委員	<p>5件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
議長	<p>福野については、特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>無いようなので、可決決定いたします。</p>

<p>議 長 武藤委員 議 長</p>	<p>6 件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 福野については、特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長 武藤委員 議 長</p>	<p>無いようなので、可決決定いたします。 7 件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 福野については、特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長 武藤委員 議 長</p>	<p>無いようなので、可決決定いたします。 8 件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 福野については、特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようなので、可決決定いたします。 9 件目の審議になりますので、議事参与の制限により〇〇委員退席 願います。 (〇〇委員退席)</p>
<p>議 長 長谷川委員 議 長</p>	<p>9 件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 緑丘については、特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようなので、可決決定いたします。 それでは、事務局、〇〇委員を呼んでください。 (〇〇委員着席)</p>
<p>——議案第 3 号——</p>	
<p>議 長 今田係長</p>	<p>議案第 3 号を上程します。事務局説明願います。 それでは、議案第 3 号について説明いたします。 申請は 1 件でございます。</p>
<p>今田係長</p>	<p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 今回、審議していただく本件は農業倉庫を建設するために申請があ ったものです。 農地転用の概要は D 型ハウス 2 棟、1 棟目は建築面積 1 9 4 . 4 0 平方メートルのうち転用面積は 7 . 4 8 平方メートル、2 棟目は建築 面積 3 4 0 . 2 0 平方メートルのうち転用面積 2 6 0 . 8 3 平方メー トル、牧草ロール置場・通路が 7 3 1 . 6 9 平方メートルの計 1 , 0 0 0 平方メートルであります。 資金計画については、事業費として D 型ハウス建設費用 5 1 8 万 4 千円、全額自己資金にて調達することとしております。又、農用地区</p>

<p>議 長 井幡委員 議 長 議 長</p>	<p>域の用途変更につきましては、7月25日付けで北海道オホーツク総合振興局から認可が下りております。</p> <p>なお、本件は転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承願います。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>大谷については、特にありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第4号——</p>
<p>議 長 今田係長</p> <p>今田係長</p>	<p>議案第4号を上程いたします。事務局説明願います。</p> <p>それでは、議案第4号について説明いたします。</p> <p>申請は1件でございます。なお、転用面積が30アールを超えた場合又は農業用施設や農家住宅建設以外の案件が出た場合については、事前に北海道農業会議に意見聴取することが原則となっております。</p> <p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>今回審議いただく本件は太陽光発電施設を建設するために申請のあったものです。</p> <p>農地転用の概要は太陽光発電施設用地4,958平方メートル、全面積内にソーラーパネル240枚及び受電設備を建設するものです。</p> <p>資金計画については、事業費として太陽光発電設置費用1,420万円、土地購入費用500万円の合計1,920万円。全額金融機関からの借り入れにて調達することとしております。また、農用地区域につきましては農用地区域外となっております。</p> <p>なお、本農地を第3種農地で区分しておりますが、第3種農地の条件として「沿道に上下水道管がある上で農地の半径おおむね500m以内に2以上の公共施設、教育施設、医療施設があること」とされており、本農地の隣接の町道に上下水道管が埋設されていること、半径おおむね500m以内に役場、公民館、温泉保養センター、病院があることから第3種農地としております。</p>
<p>議 長 細川委員 議 長</p>	<p>説明については以上です。</p> <p>審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>穂波については、特にありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>

議 長	無いようなので、可決決定いたします。
議 長	<p>以上で本日の議件を全部終了いたしました。</p> <p>上記会議の顛末を記録し議事録とする。</p> <p>令和元年7月30日 訓子府町農業委員会 会 長 坂 本 稔</p> <p>議 長</p> <p>署名委員 10 番</p> <p>署名委員 11 番</p>